⑸ Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D.
⑺ Time limit of tender : By 2 : 00 p.m. 22 December 2011.
⑻ Contact point for the notice : Accounting Division, JAPAN RACING ASSOCIATION, HANSHIN RACE COURSE, 1―1, Komano-cho Takarazuka-shi, Hyogo-ken Japan TEL 0798―51―7151

入札公告の訂正

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年 10 月 31 日
支出負担行為担当官
国土地理院長　岡本　　博
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08
平成23年10月14日（号外政府調達第193号）２ページ２段目に掲載の入札公告を訂正します。
１⑵を次のとおり訂正します。
⑵ 購入物品及び数量
自動倉庫及び収蔵庫の復旧業務　一式
（電子入札対象案件）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年 10 月 31 日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　足立　敏之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第１号
１　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　H23愛知県警察学校生徒寮建築工事（電子入札対象案件）
⑶ 工事場所　愛知県春日井市廻間町神屋洞703―25
⑷ 工事内容　生徒寮新築工事　１式
建物用途：生徒寮
構　　造：鉄筋コンクリート造
建物規模：延べ面積　6,375㎡　地上５階建
敷地面積：123,534㎡
⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成25年11月29日まで
⑹ 使用する主要な資機材　コンクリート　7,800㎥　鉄筋　1,200ｔ　鉄骨　30ｔ
⑺ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻ 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型Ⅰ型）の試行工事である。
⑼ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑽ 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑾ 本工事は、主要な工事材料の積算数量を記載した「工事数量総括表」を、設計図書である特記仕様書の別表として新たに加えることで、契約事項として位置付ける試行工事である。「工事数量総括表」に記載した積算数量（以下「契約数量」という。）は、公共建築数量積算基準に基づき計測・計算された積算数量である。契約数量の扱い等については、特記仕様書（別表）「工事数量総括表」による。なお、「工事数量総括表」に対する質問の提出及び質問に対する回答書の閲覧等の方法は、設計図書と同様の扱いとする。
２　競争参加資格
⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸ 平成８年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事の㋐～㋒に掲げる基準を全て満たす新築又は増築のいずれかの工事のうち、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。）。
なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成８年度以降元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。
同種工事：次の㋐～㋒に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、同種工事の㋐～㋒は同一工事・１棟の建物であること。
㋐ 建物用途　宿泊施設
※なお、宿泊施設とは、ホテル・旅館・保養所・研修所の寮及び宿泊所等の一時的な宿泊に供される施設をいう。また、複合商業施設等にホテルなどが含まれている場合は、一時的な宿泊に供する室の面積が、施設の延べ面積の過半を占める施設又は施設の過半に満たない施設にあっては、当該用途に係る室の面積が下記の㋒に示す延べ面積以上の施設を指すものとする。
㋑ 構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
㋒ 建物規模　延べ面積6,000㎡以上で、地上４階建以上
※増築工事の実績の場合は、増築部分のみが上記㋐～㋒の基準を満たすこと。
⑹ 下記３⑵①㋑に示す評価項目に対し、技術提案により施工する場合に提出する各々の技術提案（以下「技術提案書」という。）、又は、標準案に基づいて施工する場合に提出する施工計画が、各々の評価項目に対する標準案（入札説明書参照）（以下「標準案」という。）と同等以上であること。
⑺ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
① １級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）
② 上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。